

令和 7 年度

## 福 島 町 議 会

# 定例会 12月会議会議録

令和 7 年 12 月 1 日 開会

令和 7 年 12 月 1 日 休会

福 島 町 議 会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和7年12月1日（月曜日）第1号

○議事日程	1頁
○会議に付した事件	1頁
○出席議員	1頁
○欠席議員	1頁
○出席説明員	1頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2頁
○開会・開議宣言	3頁
○町長あいさつ	3頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3頁
○日程第2 諸般の報告	4頁
○日程第3 行政報告	10頁
1 町村合併70周年記念行事について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 企画課の所管事項について	
(2) 建設課の所管事項について	
(3) 産業課の所管事項について	
○日程第4 議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	11頁
○日程第5 議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	12頁
○日程第6 発委第11号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	13頁
○日程第7 議案第37号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第7号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	15頁
○日程第8 議案第38号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	17頁
○日程第9 議案第39号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	19頁
○休会の議決	20頁
○休会宣告	20頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
3 5	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月1日	原案可決
3 6	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月1日	原案可決
発委 1 1	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	12月1日	原案可決
3 7	令和7年度福島町一般会計補正予算（第7号）	12月1日	原案可決
3 8	令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）	12月1日	原案可決
3 9	令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	12月1日	原案可決

令和7年度  
福島町議会定例会 12月会議  
令和7年12月1日（月曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第6 発委第11号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例  
日程第7 議案第37号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第7号）  
日程第8 議案第38号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第9 議案第39号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第6 発委第11号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例  
日程第7 議案第37号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第7号）  
日程第8 議案第38号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第9 議案第39号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

◎出席議員（8名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	藤山大		2番	杉村志朗
	3番	佐藤孝男		4番	小鹿昭義
	5番	平沼昌平		7番	熊野茂夫
	8番	（欠員）			

◎欠席議員（1名）

6番 木村 隆

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	小鹿一彦
総務課長	小鹿浩二	産業課長	福原貴之
建設課長	深山肇	福祉課長	佐藤和利
	紙谷一		
監査委員	本庄屋誠	監査委員	高田重美

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋 谷 浩 行

議会事務局議事係 角 谷 里 紗

議会事務局議事係長 山 下 貴 義

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから令和7年度定例会12月会議を開会いたします。

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

---

◎町長あいさつ

---

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会12月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、定例会12月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

政府は、11月28日に家計支援や成長投資を柱とした18兆3,304億円の2025年補正予算案を閣議決定してございます。

予算案には、子ども1人当たり2万円の応援手当や自治体が柔軟に使途を決められる重点支援地方交付金などが盛り込まれており、国の補正予算の成立後、町においても、引き続き迅速な物価高騰対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思ってございます。

11月13日に全国町村長大会が東京で開催され、前後して漁港・道路及び治水の予算確保並びに北海道新幹線の早期促進などの要請活動を国土交通省及び農林水産省並びに財務省などに対して全道及び渡島町村会の首長の皆様とともに要請活動をおこなってまいりました。

また、11月27日と28日にかけて松前町の若佐町長と一緒に松前町白神から福島町松浦間の白神防災道路の整備促進を国土交通省等に予算確保の要請をしてきたところでもございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、国的人事院勧告に伴う職員給与に関する条例の一部を改正する条例及び特別職の職員の給与に関する一部を改正する条例が2件となっております。

次に、令和7年度の一般会計の補正予算が1件と特別会計の補正予算が2件となってございます。

補正予算の主なものは、歳出において人事院勧告に伴う職員給与費の増額及び道路及び河川の整備費の増額補正となってございます。

歳入につきましては、歳出における道路及び河川整備事業に対する国の緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債の活用となってございます。

そのようなことで、このたび審議いただく案件は、条例の一部改正が2件、補正予算が1件、計3件の案件の議案審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますけども、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

町長のあいさつを終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1番藤山大議員、2番杉村志朗議員を指名いたします。

---

## ◎諸般の報告

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

5番平沼昌平議会運営委員長。

### ○5番（平沼昌平）

令和7年度定例会12月会議の開会に際し、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会12月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

諸般の報告については、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

1番藤山大総務教育常任委員長。

### ○1番（藤山大）

諸般の報告の6ページをお開きください。

9月4日、10月21日、10月31日、11月7日に実施しました4件の所管事務調査について、報告書に基づき内容を説明いたします。

はじめに、調査事件1「原石売り払いについて」です。

町より示された原石売り払いに関する原石採取計画の内容等については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1、原石売り払いの積算根拠について。

新たな原石の売払単価については、町の普通河川管理条例に定める産物採取料を基に算定しているが、売り単価を決める際は、市場価格等を十分に把握したうえで算定すべきであり、現在の資材高騰等を考慮すると10年前と同額とした売り単価が妥当なのか検証する必要があると思慮するが、資料では比較する数値が示されていないことから、当該単価の妥当性が判断できないことから、改めて情報を収集し検討されたい。

2、総体意見。

前回調査で指摘した意見について検討されていない点がある事を憂慮する。

前項で指摘した点を検討の上、事業者が町の経済に貢献してきた経緯と急激な需要変動により原石採取量が大幅に減少している状況を考慮し適切な売り単価を検討されたい。

採取地の状況（境界）については、松前町との町境まで30メートル程のことから、採取を進めるにあたっては業者と情報共有し、今後、関係機関と協議が必要になった際には適切に支援し、支障なく対応されたい。

以上で、調査事件1の報告を終わります。

次に、10ページをお開きください。

調査事件4「行政評価（事務事業評価）について」。

議会でのチェック機能の強化と合わせて、翌年度予算へ反映させることを目的に議会として評価しましたので、内容を報告します。

評価方法については、要綱に基づき、全議員が各事務事業を評価し、常任委員会ごとに評価を示し、総合的な説明を加えました。

評価結果として、総務教育常任委員会が所管する事業は38件であり、結果は、「十分評価できる」が1件、「おおむね評価できる」が35件、「やや不足している」が2件、「不足している」はゼロ件でした。

来年度の評価に向けての検討事項として、評価は、項目別点数による評価による現状把握が基本であり、一・二次評価で安易に評価をあげるべきではなく、改善策を対策として示す評価方式であり、現在の予算重視の評価方法では適切な評価とならない項目も見受けられるため、評価シートの見直しを始めとした事業重視の評価方法に変更する等、評価方法全般の改善を検討されたい。

シート記載文の誤りがあり、起案・決裁における確認・校正を徹底されたい。

活動指標・成果指標における数値については、要因を加味し検討されたい。

12ページから14ページは各事業の評価を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で、調査事件4の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時9分)

(再開 10時9分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

藤山大総務教育常任委員長。

○1番（藤山大）

すみません、飛ばしてしまいました。

次に、8ページをお開きください。

調査事件3「町内体育施設の現状について」。

町内体育施設の現状については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

なお、新緑公園内のゲートボール場についてはあまり管理されていない状況にあり、周辺のフェンス等も倒壊の危険があるとのことから、早急に利用団体の意向等の確認を行いゲートボール場の在り方も含め検討し、公園の適正管理に努められたい。

1、パークゴルフ場の管理について。

今年度から実施するグリーンの芝の張替えの時期等については、業者と十分協議して進められたい。

パークゴルフ場全体の芝についても枯れている箇所が多く見られ、近年の猛暑や水道料金などの経費が嵩む状況は理解するが、施設の適切な維持管理のためにも、芝に十分な水が行き渡るよう取り組むことを望む。

敷地通路やコース内に熊や鹿等の侵入防止対策を行う必要があると思慮するので、施設を安心して利用してもらうためにも電気柵の設置等を検討されたい。

2、町民プール等の改修等について。

町民プールについては、令和8年度以降に予定されている採暖室の改修にあたり、利用実態から現状の材質に拘らず、プラスチックやコンクリートなど腐食に強い素材と交換することも検討する必要があると思慮する。

プール施設の管理については、施設内だけでなく周辺も含めた施設全体について適切に維持管理されるよう望む。

以上で、調査事件3の報告を終わります。

次に、15ページをお開きください。

調査事件5「所管関係施設・事業等の町内視察、執行方針の取り組みについて」。

1事業の視察調査と、令和7年度の執行方針の取り組み状況を確認したので、内容を報告します。

1、所管関係施設・事業等の町内視察について。

(1) 防災資機材用車庫については、特に意見はありませんでした。

2、執行方針の取り組み状況について。

(1) 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり。

①青少年交流センターの運営状況については、令和7年12月にハウスマスター1名が退任したとのことだが、青少年交流センターは生徒募集における1番のアピールポイントであり、後任の確保を早急に

進め、適切な運営管理に努められたい。

③学校給食における町内産米等の使用状況については、令和6年度の学校給食で提供する町内産米の使用割合が減少している状況は理解したが、令和7年度の米の確保が困難な要因として、地元農家の自主販売量の増加によるとの説明は理解し難いところもある。町内の米の生産量が明確になっていない状況では、学校給食米としての可能性が確認出来ないことから、関係団体や産業課と協力して町内の生産・流通量などの資料を作成し議会に示されることを望む。

(2) 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり。

①ゼロカーボン実現に向けた普及活動の状況については、ゼロカーボン実現に向けた取り組みとして、2027年で製造が終了する蛍光灯のLED照明化にかかる費用補助を実施する他町の事例もあり、有効と思慮されるので検討されたい。

CO2排出量の削減は自治体だけでは目標達成は厳しく、民間企業等の参加協力が必須であるので、町が削減に向けた具体的な取り組み内容を示し、主導することが重要と思慮するので検討されたい。

②防災資機材の備蓄状況については、防災資機材のうち食料は650人分を備蓄しているとのことだが、今回のオホーツク沿岸地震の際に避難した人数が460人とのことであり、避難が数日続いた場合、現状の備蓄量では不足が生じることが懸念されることから、備蓄品の整備に当たっては、総体的に再検討する必要があると思慮する。

各家庭に配布している避難袋については中身を普段から確認し、補充等を行うよう意識付けするため、防災無線等による周知など積極的に啓発を行うことを検討されたい。

仮に避難が長期化した場合には、炊き出しが大事になると考へるので、避難予定施設の設備についても定期的な確認・点検を行うよう望む。

(3) 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり。

①住宅リフォーム補助制度の実績等については、物価高騰が続く中で、特に住宅リフォームも含めた建築関係全般において資材等が急激に高騰する状況にあることから、補助金額や補助上限額等について現状にあった額となるよう見直す必要があると思慮するので検討されたい。

新築件数一覧表によると、3年間、町内業者による新築工事がない状況にあるので、その要因の把握に努め、何らかの対処が必要と思慮するので検討されたい。

(4) 第2青函トンネルの実現で未来につなぐまちづくり。

①第2青函トンネル構想実現に係る関係団体との連携状況については、町が構想実現に向け働きかけを行っていることは理解しているが、道南を除いた道内自治体等の反応が良くないことを懸念する。北海道にとって第2青函トンネルの実現は、新幹線のスピードアップ・物流経済等の効率化にとって第1に考えるべき課題だと思っており、なかなか広がりを見せない現状から一歩でも進むためにも道内自治体等に向けた働きかけを強める必要があると思慮するので検討されたい。

以上で、総務教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時18分)

(再開 10時19分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

藤山大総務教育常任委員長。

○1番（藤山大）

続けて、諸般の報告の30ページをお開きください。

10月2日に実施した1件の所管事務調査について、報告書に基づき内容を説明いたします。  
調査事件2及び5「第6次総合計画の変更について」。

ローリングに伴う第6次福島町総合計画の変更内容等については、一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

## 1、がん検診推進事業。

町が進めるがん検診推進事業については、受診者の固定化と新規受診者の伸び悩みを懸念する。町は、がん検診の受診勧奨を広報や講演会などを通じて行っているとのことだが、実際にがん検診を受診して早期発見に繋がった、より現実的なケース等のデータを見せることで、がん検診の有効性を知らせるのも新規受診者を増やす手法として有効と思慮するので検討されたい。

## 2、総体意見。

今回のローリング作業に伴う総合計画変更の主な要因は、人件費や物価の高騰による事業費の増額であり、建築・土木工事費をはじめ諸物価高騰の状況が収束する可能性は極めて低く、財源の確保が相当厳しくなると想定される。他の自治体も同様の状況であり、財源となる過疎債や補助金等の枠の確保も厳しくなることが懸念されることから、国や道の情報収集を徹底し、事業毎の見直しだけでなく総合計画全体について早急に精査する必要があると思慮するので検討されたい。

以上で、総務教育常任委員会・経済福祉常任委員会連合審査会の報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

### ○3番（佐藤孝男）

それでは、諸般の報告の18ページをお開きください。

10月17日、10月31日、11月10日に実施しました4件の所管事務調査について、報告書に基づき内容を説明いたします。

はじめに、調査事件6「福島町社会福祉協議会の運営状況について」です。

町より示された社会福祉協議会の運営状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

#### 1、法人運営事業について。

社会福祉協議会の本来業務への取り組みについては、業務内容を積極的に発信していかなければ町民はその役割を知らないことが危惧されるため、現状の体制を検証し町と情報共有する必要があると思慮するので検討されたい。

#### 2、介護保険事業について。

本委員会では以前から町が主導して町内にある他の2事業所も含め3事業者で協議の場を持ち、事業の棲み分け・協業化を検討する必要があると提言しており、早急に協議されることを望む。

#### 3、総括意見。

町は社会福祉協議会が地域に欠かすことのできない組織として支援しており、その考えに異論はないが、町への依存体質から脱却するためにも、介護事業所として他の事業所との協業とは別に、町内の居宅介護を必要とする方に積極的に対応する営業に取り組み、介護保険事業の収支の改善を図るための努力をするべきであると思慮する。

以上、調査事件6の報告を終わります。

次に、調査事件7「ごみ減量化対策の進捗状況について」です。

町より示されたごみ減量化対策の進捗状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

#### 1、電動生ごみ処理機のPRについて。

電動生ごみ処理機については、町民から存在を知らないなどの声も多く、電動生ごみ処理機の存在が町民に十分認知されていない点を指摘する。従来の広報等によるPRでは不足であり、より積極的に各町内会の役員会やごみ減量化推進委員会議等で実物の効果を見せてもらうほうが理解しやすいと思慮するので検討されたい。

#### 2、ごみの分別への意識付けについて。

当町の減量化が進まない要因は、ごみの分別も含めた4R取り組みの認知度が低いことにあると考えられる。これまでの周知方法では、町民への意識付けが進まないことは明白であり、言葉だけでなく実際に町から出されたごみ処理の実態を町民に見てもらうことが大事であり、学校単位や町内会等で衛生センターの処理現場を見学してもらうことも有効と考えるので検討されたい。

1人当たりのごみ処理負担金渡島1位が続いている不名誉を返上できるよう、広報紙や防災無線等あらゆ

る手法を使いPRを継続し、ごみ分別への意識付けを徹底されたい。

以上、調査事件7の報告を終わります。

次に、21ページをお開きください。

調査事件8「行政評価（事務事業評価）について」です。

調査の目的、評価方法は総務教育常任委員会と同様ですので、省略します。

評価結果については、経済福祉常任委員会が所管する事業は33件であり、結果は、経済福祉常任委員会が所管する33件の行政評価の結果は、次のとおりである。

「○」十分評価できる1件、「○」概ね評価できる30件、「△」やや不足している2件、「▲」不足しているがゼロ件です。

来年度に向けて検討していただきたい事項についても、総務教育常任委員会と同様となっております。

23から25ページは、各事業の評価を掲載しておりますのでご確認ください。

以上で、調査事件8の報告を終わります。

次に、26ページ。

調査事件9「所管関係施設・事業等の町内視察、執行方針の取り組みについて」です。

6事業の視察調査と令和7年度の執行方針の取り組み状況を確認したので、内容を報告します。

1、所管関係施設・事業等の町内視察について。

(1) 衛生センターについては、ごみ処理現場において福島町から出るゴミの特徴的現況について説明を受け、町のごみ減量化を推進するうえで、町内会等各団体やゴミ減量化推進委員に改めてこの状況を見てもらう必要があると痛感したので検討されたい。

(2) 三岳農業用設備保管庫については、屋根の補修・塗装はしていないとのことだが、三岳地区は町内でも雪の多い地区であり、屋根に雪が溜まることで建物に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、落雪しやすくなるよう屋根の塗装等を行うことを検討する必要があると思慮する。

(4) 浦和ナラ枯れ状況については、ナラ枯れの被害は広範囲に及んでいるとの報道もあり、福島町だけで解決できる問題ではないが、このまま放置すれば町内の森林が甚大な被害を被ることは明らかであり、速やかな対策が必要と考えるが、町民はその実態をよく理解できていないことが懸念されるので、専門家等による説明会を開催することを検討されたい。

(5) ウニ種苗育成センターについては、施設内の鉄骨に錆びている箇所が見受けられたので、食品を取り扱う誘致企業に配慮し補修すべきと思慮するので検討されたい。

次に、2、執行方針の取り組み状況について。

(1) 産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり。

②ナラ枯れによる森林被害の状況と道基本方針に基づく被害木の対応について。

ナラ枯れへの対応は北海道全体の問題と考えるが、北海道の対応は鈍く、この問題を重く捉えていないように感じる。被害はすでに町内道有林にも及んでいることから、北海道に早急に対応するよう強く要請していく必要があると思慮する。

ナラ枯れが相当なスピードで進んでいる中、町の対応が遅いことを懸念する。ナラ枯れの範囲がさらに急激に拡大していくことは明らかであり、早急に対処する必要があると憂慮するので検討されたい。

④アニメツーリズム事業の取り組み状況について。

作品を見た感想はよくなく、女相撲を題材にしているにも関わらず相撲の取り組み場面等もなく内容が乏しい印象を受けた。2話目を製作中とのことであり、次は女相撲が想像できる工夫や相撲の取り組みシーンなどで動きが見えるような内容となるよう工夫されたい。

(2) 福祉・医療が充実した互いに認め合えるまちづくり。

①温泉健康保養センターの利用状況等について。

温泉で使用する木質チップについて、令和7年度からは町内業者が供給していたと認識していたが、現在も知内町から購入しているとの説明は、昨年、地元企業に機械を導入する際の説明とは異なっており、そのことを町長も認識していなかった点を憂慮し、町内業者との連絡体制が不十分だった点を指摘する。

早急に現状を確認し、問題解決に向けて業者と協議を行い、早期に木質チップの供給を再開するよう対処されたい。

新たな温泉施設が開設して1年半が経過し、利用者から「湯船の手すり」等の要望も出ていることから、

現地を確認し対応を検討されたい。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時34分)

(再開 10時35分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会改革調査特別委員会の報告を行います。

9番平野隆雄議会改革調査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の32ページをお開きください。

当特別委員会は、議会体制の在り方・議員のなり手対策等議会改革について集中的に調査・審議するため、令和6年度定例会6月会議において設置されたものであり、5回目を10月2日に開催したので、次のとおり中間報告致します。

5回目の委員会では、第4回目の委員会で改めて各議員の考え方を整理するためアンケート調査を実施することとし、結果をもとに具体的な議論について検討したものです。

調査の論点と意見としては、（1）議員定数については、現状維持とする意見や現状の9名を定数とする意見、8名以下といった意見もあったが、最終的にはもっとも意見の多かった限定数10名から1名減じ、定数を9名とする方向で確認しました。

今後予定されている「町民と議員との懇談会」で説明する際には、現状維持・8名以下とする意見もあったことを合わせて報告することとしました。

（2）議員歳費について。

町民の理解を得るためにも算定根拠を明確に示す必要があるとの指摘・検討を踏まえ、現行の「福島町方式」を採用・条例化し現在に至っており、本特別委員会としては、「福島町方式」を維持・継続していく方向で確認しました。

なお、今後予定されている「町民と議員との懇談会」で説明する際には、増額の意見があったことも併せて報告することとしました。

（3）議員のなり手対策について。

先進地視察や議会モニター制度の導入等の取組を進めてきたが、見直し項目の一つであるハラスメント条例の制定については、該当する事例が発生してからでは遅いとの意見もあったものの、現時点では、単独条例とはせず、当面、議員政治倫理条例にハラスメントの条項を追加することで整理することを確認しました。

（4）議会改革の見直しについて。

常任委員会の在り方について、現在の2常任委員会を1常任委員会とする意見が多かったこともあり、本特別委員会としては、1常任委員会とする方向で確認したが、具体的な運用については、引き続き議論を進めることとした。

また、議員政治倫理条例の検討については、議員のなり手対策におけるハラスメント条例制定の検討において、議員政治倫理条例にハラスメント条項を追加・整理することとしたことから改正を行うこととした。

（5）総括意見として。

本特別委員会として、4項目について方向性が確認されたものの、「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」は、さらに内容を精査し調査を要するため、継続審議しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

5番平沼昌平議員。

○**5番（平沼昌平）**

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

諸般の報告の37ページをお開きください。

主な内容を説明いたしますので、ご理解ください。

10月27日に開催された令和7年度第2回定例会の結果について報告いたします。

1、定例会の議案について。

監査委員の選任同意、専決処分した事件の承認3件、補正予算、決算認定など計6件でした。

2、行政報告について。

ゴミ排出・処理量等について報告がありました。

3、審議した議案の内容については、表に記載のとおりです。

同意第1号、監査委員の選任については、北斗市の野口秀一氏が選任されました。

承認第1号から第3号、専決処分した事件については、すべて承認されました。

議案第1号、令和7年度一般会計補正予算については、27万1千円を追加し、予算総額を15億348万7千円といたしました。

認定第1号、令和6年度一般会計決算認定については、地方自治法に基づき認定されました。

議案・関係資料については議会事務局に保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

諸般の報告を終わります。

---

◎行 政 報 告

---

○**議長（溝部幸基）**

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

令和7年度福島町議会定例会12月会議の開催にあたり、定例会9月会議以降の行政報告を申し上げます。

1、町村合併70周年記念行事について。

10月29日午前10時より、福祉センターにおいて「福島町・吉岡村町村合併70周年記念式典」を開催し、友好市町の長崎県松浦市の友田市長及び長野県木曽町の原町長等をはじめ約300人の出席者により実施いたしました。

第1部の記念式典では北海道知事からのメッセージや国會議員の方々からのご祝辞をいただき、福島町と吉岡村のこれまでの歩みを振り返る記念映像では、映し出される懐かしい昔の風景に、出席者の皆様は感激しておりました。

第2部のアトラクションでは、町内小学校児童による合唱や福島中学校生徒による「白符荒馬踊」の演武、福島町するめ大使の小橋亜樹さんによる歌謡ショーが行われ、会場を盛り上げていただきました。

また、関連行事として11月8日から2日間、総合体育館にて「木育キャラバン in ふくしま」を開催し、町内外の未就学児童及び小学生並びに保護者など、約400人の来場者が木のおもちゃに触れ合う貴重な機会となりました。

続きまして、各課所管事項についてご報告いたします。

(1) 企画課の所管事項について。

札幌市近郊に在住されている福島町出身者で構成する「札幌福島会」の総会が11月1日に札幌市内で開催されました。

当会では、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の総会から開催を中止しておりましたが、出席された会員の皆様は約6年ぶりの再会に会話を弾んでおりました。

また、総会後の懇親会では、福島町・吉岡村町村合併70周年記念式典で制作した映像も放映し、生ま

れ育った福島町の懐かしい映像に触れ、ふるさと「福島町」にあらためて想いを馳せておりました。

(2) 建設課の所管事項について。

11月10日に発生した千軒地区の緊急断水については、国道228号線の町道住川線取り付け部付近の減圧弁室手前の配水管の腐食による漏水によるもので、それにより千軒貯水池の水位が低下したため、断水したものであります。

その後の復旧工事により、12日の午後7時に通水を完了しております。その間、各世帯及び企業にはポリタンク等により水の配布を実施しております。

なお、この度の断水により千軒地区の皆様には、多大なご迷惑をお掛けしたことを改めてお詫び申し上げます。

(3) 産業課の所管事項について。

福島町水産加工振興協議会からスルメイカ漁獲可能量（TAC）増枠の要望を受け、10月21日に松前町の尾坂副町長及び伊藤議長並びに当町から私と溝部議長に加え、両町の水産加工業者を含め7名で、全国漁業協同組合連合会の三浦常務および水産庁の藤田長官に対して、早期にスルメイカの漁獲量増枠について、地元の切実なる声を届けてまいりました。

なお、要請活動後における北海道へのスルメイカの漁獲枠は、1,098トンの増加となっております。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので参照いただきたいと思います。

以上、簡単でありますけども行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

---

◎議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 議案第35号 職員給与条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の5ページをお開きください。

1 改正の理由。

令和7年度の人事院勧告は、一般職員給与と民間給与との較差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として、給料表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げる等の勧告となっております。

当町における給与改定については、人事院勧告に準じていることから関係条例を改正するものです。

2 改正の内容。

改正条例は第1条と第2条立てとなってございます。

(1) 第1条関係は、令和7年4月に遡及適用するもので、①の給料表の改定は、全体で平均3.3パーセント引き上げします。各号俸の引き上げ額は別紙のとおりとなっております。初任給では高校卒で12,300円増の20万300円、大学卒では12,000円増の23万2千円となってございます。

②通勤手当の改定。

自動車等を使用して通勤をする職員の通勤手当について、距離区分により200円から7,100円引き上げとなります。

③宿日直手当の改定。

現行の4,400円から4,700円に引き上げとなります。宿日直については民間へ委託していることから、支給対象者はおりません。

④期末手当・勤勉手当の改定。

支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、合計の月数を現行の年間4.6月から4.65月に改定し、增加月数については12月期とするものです。

改定前、改定後の支給月数については表のとおりとなってございます。

6ページをお願いいたします。

(2) 第2条関係で令和8年4月から適用する分です。

期末手当及び勤勉手当の改定ですが、令和7年度では改定月分を12月期に0.05ヶ月配分しておりましたが、令和8年度以降については、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分します。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員に対する寒冷地手当の支給であります。

今年度より暫定再任用短時間勤務職員について、寒冷地手当の支給対象となったことから、附則の改正で対応するものであります。

3 施行期日。

公布の日から施行いたしますが、適用については、第1条が令和7年4月1日、第2条が令和8年4月1日からとなるものでございます。

なお、議案の5ページから13ページに条例の新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第35号は可決いたしました。

---

◎議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第36号 特別職職員給与条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

## ○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の15ページをお開きください。

議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の10ページをお願いいたします。

### 1 改正の理由。

令和7年度の人事院勧告に基づく、一般職員に係る職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の期末手当についても一般職と同様の支給月数としていることから当条例を改正するものであります。

### 2 改正の内容。

改正条例は第1条と第2条立てとなってございます。

期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、合計の月数を年4.65月といたします。

支給月数については、令和7年度は12月期で調整し、令和8年度は6月期と12月期で均等といたします。

支給率は表のとおりで、（1）は第1条関係で令和7年度は12月期で調整となります。

（2）は第2条関係で令和8年度については6月期と12月期で均等調整するものであります。

### 3 施行期日。

公布の日から施行いたしますが、第2条の規定は、令和8年4月1日からとなるものでございます。

なお、議案の15ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

## ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

## ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

## ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

## ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

## ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第36号は可決いたしました。

---

## ◎発委第11号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

---

## ○議長（溝部幸基）

日程第6 発委第11号 議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 平沼昌平議会運営委員長。

○5番 (平沼昌平)

議会提出議案と議会提出議案説明資料をご用意ください。

まず、議会提出議案の10ページをお開きいただきます。

発委第11号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出、福島町議会運営委員会委員長、平沼昌平。

内容につきましては、説明資料で説明いたしますので、説明資料の4ページをお開きください。

1 改正の理由。

町は、令和7年度の人事院勧告に基づき、特別職の期末手当支給月数を、現行の年「4. 60月」から「0. 05月」引き上げ、年「4. 65月」に改定する条例を今12月会議に提案しております。

このため、議会議員についても、特別職同様、支給月数を年「4. 65月」に引き上げようとするものです。

2 改正の内容。

(1) の第1条関係として、令和7年度の期末手当について、12月期の支給月数を「2. 35月」とし、年「4. 65月」に改定するものです。

(2) の第2条関係として、令和8年度からの期末手当の支給月数を、6月、12月とも「2. 325月」の均等支給とするものです。

3 施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行いたします。

4 改正に伴う影響額は、12万3,107円の増額となります。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

発委第11号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第11号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 11時00分)

(再開 11時11分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第37号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第37号 令和7年度一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の17ページをお願いいたします。

議案第37号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度福島町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,731万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,643万8千円とする。

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月1日提出、福島町長。

はじめに、第2表地方債補正について説明しますので、20ページをお願いいたします。

起債の目的。

町道月崎1号線舗装補修事業債が限度額2,300万円と、普通河川茂山川外河道整備事業債4,400万円の追加で、起債の方法、利率については、記載のとおりとなっております。

内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の11ページをお願いいたします。

地方債の補正のうち、町道月崎1号線舗装補修事業債については緊急自然災害防止対策事業債、普通河川茂山川外河道整備事業債は緊急浚渫推進事業債、充当率、交付税算入率は、記載のとおりとなってございます。

それでは次に、補正予算の歳出から説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

1款議会費、1項1目議会費、事務事業予算名、議会運営費、12万4千円の追加は先ほど議決されました議員歳費等の条例改正に伴うものでございます。

次の段の、2款総務費、1項1目一般管理費、5千円の追加から、15ページの事務事業予算名、熊等による被害対策費24万円の追加までについては、給与条例の改正に基づく会計年度任用職員に係る給料、職員手当、共済費等の追加でございます。

16ページをお願いいたします。

8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名、町道舗装補修事業費2,300万円の追加は、町道月崎1号線舗装補修工事の追加によるものでございます。

次の段の、3項1目河川総務費、事務事業予算名、普通河川整備事業費4,400万円の追加は、茂山川外2河川の河道土砂等除去実施によるものです。

私の説明のあとに建設課長より図面により補足説明させていただきます。

下段の、12款諸支出金、2項1目操出金、事務事業予算名も同様で、145万8千円の追加は、介護会計、診療所会計の補正予算に係る操出金の追加でございます。

17ページをお願いいたします。

13款職員給与費、1項1目職員給与費、事務事業予算名も同様で、1,841万5千円の追加、及び下段の2目会計年度任用職員給与費、事務事業予算名も同様で、939万1千円の追加は、給与条例の改正によるもので、給料、職員手当、共済費等それぞれ追加となってございます。

なお、人件費の補正に伴う給与費の詳細については、議案の37ページから40ページに給与費明細書を添付しておりますので、確認をお願いいたします。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、24万6千円の追加から、次の段の14款道支出金、2項3目衛生費補助金6万1千円の追加までは、それぞれの人件費増額分に対応する補助金の追加となっております。

下段の、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金、2,977万円の追加は、今回の補正に係る財源調整によるもので、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は3億1,738万5千円となるものでございます。

13ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項1目雑入、11万8千円についても人件費の増額に伴う保険料負担金収入の追加でございます。

20款町債については、先ほど第2表で説明しておりますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

補足説明を求めます。

町道舗装補修事業費、普通河川整備事業費について、説明資料の18、19ページになります。

紙谷一建設課長。

#### ○建設課長（紙谷一）

それでは、18ページの説明をいたします。

町道舗装補修事業（町道月崎1号線舗装補修工事）でございます。

月崎1町内会館脇の赤く示されている箇所が施工箇所となっておりまして、普通河川観音橋側沿いの道路でございます。施工延長が132メートル、幅員が4.4メートルの道路改修となってございます。

続きまして、19ページをお開きください。

普通河川整備事業（普通河川茂山川外河道整備工事）でございます。

3河川ございまして、左側が普通河川茂山川、赤く示されている箇所が浚渫箇所となっておりまして、茂山川については浚渫延長150メートル、その右側、普通河川浜沢川、浚渫延長が30メートルでございます。最後に下の、普通河川潤内川、浚渫延長が100メートルとなってございます。

以上、建設課所管分の説明を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番平沼昌平議員。

#### ○5番（平沼昌平）

すみません、町道舗装補修事業で、この図面からいって青い線というのはU字側溝が入る箇所なのでしょうか。

#### ○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

#### ○建設課長（紙谷一）

そのとおりでございます。青い箇所が四角く小さく青く見える箇所が枠で、その間の部分についてはU字側溝となってございます。

#### ○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

5番平沼昌平議員。

○**5番（平沼昌平）**

素人的に言わせていただいて、この民家がある所とこの図面からいって右側の方の角の所までU字側溝を設けなくていいものなのか、2パーセントの勾配で例えば道路が凍れた時に、このカーブを切る段階で水切りが悪い場合はどうなんだろうなと思いますけども、そこら辺を十分協議してでのこの内容なのでしょうか。

○**議長（溝部幸基）**

紙谷一建設課長。

○**建設課長（紙谷一）**

構造的には十分検討した構造となっておりまして、もともとが月崎1の町内会館から今あるU字側溝とか柵の辺り、この辺に水が溜まるというような状況が要望としてこれを解消してほしいという要望がございました。

今回ここにU字側溝と柵をつけて川の方に水が排出されるというような構造になっておりまして、右側の角のT字路の方には、ここには別な側溝等がありますので、そこについては、そちらの既存の側溝の方に水が流れていくので問題ないという風に解釈しております。

○**議長（溝部幸基）**

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、議案第37号は可決いたしました。

---

◎**議案第38号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）**

---

○**議長（溝部幸基）**

日程第8 議案第38号 令和7年度介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○**福祉課長（佐藤和利）**

それでは、議案1の41ページをお開き願います。

議案第38号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万6千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,980万1千円とする。

令和7年12月1日提出、福島町長。

補正予算の内容について、歳出から説明いたしますので57ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、24万1千円の追加は、会計年度任用職員の訪問介護員1名に係る人件費で、一般会計同様に給与改定によるものでございます。内容につきましては、2節給料14万4千円、3節職員手当等6万8千円、4節共済費2万9千円の追加となってございます。

次の段の、2項1目一般介護予防事業費、24万2千円の追加につきましても、会計年度任用職員の介護支援専門員1名に係る人件費で、給与改定によるものでございます。内訳につきましては、2節給料14万4千円、3節職員手当等7万円、4節共済費2万8千円の追加となってございます。

58ページをお開き願います。

3項1目包括的支援事業費、40万5千円の追加は、職員2名に係る人件費で、給与改定によるものでございます。内訳につきましては、2節給料21万2千円、3節職員手当等14万6千円、4節共済費4万7千円の追加となってございます。

次の段の、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金38万2千円の減額は、補正額の財源として調整するものでございます。

なお、59ページから62ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付してございますので、ご確認願います。

次に、歳入について説明いたしますので53ページにお戻りください。

歳入につきましては、歳出の人事費補正に伴い財源割合によりそれぞれの科目を追加するものでございます。

2款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金16万4千円。3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金17万8千円。4款道支出金、2項1目地域支援事業交付金8万2千円。6款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金8万2千円を追加するものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第38号は可決いたしました。

## ◎議案第39号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

### ○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第39号 令和7年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

### ○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案1の63ページをお開き願います。

議案第39号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,784万2千円とする。

令和7年12月1日提出、福島町長。

補正予算の内容について、歳出から説明いたしますので77ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費、137万6千円の追加は、一般会計と同様に職員5名、会計年度任用職員1名に係る人件費で、給与改定によるものでございます。内容につきましては、2節給料79万5千円の追加は、一般職給64万9千円、フルタイム会計年度任用職員給料14万6千円の追加となってございます。3節職員手当等42万3千円、4節共済費15万8千円の追加も同様の理由でございます。

なお、79ページから82ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入を説明いたしますので73ページにお戻りください。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、137万6千円の追加は、人件費補正分について一般会計繰入金で調整するものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第39号は可決いたしました。

---

## ◎休　　会　　の　　議　　決

---

### ○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

12月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和7年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和7年度定例会を休会することに決定いたしました。

---

## ◎休　　会　　宣　　告

---

### ○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦労さまでした。

---

（休会　11時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議長 溝部幸基

署名議員 藤山大

署名議員 杉村志朗